発行/安古市町商工会

広報委員会

〒731-0123 広島市安佐南区古市3丁目24番22号

TEL877-1180 FAX 876-0593 URL:https://www.yasufuru.jp

### 令和6年度



○振興事業

税務講習会

役員懇親会

第17回ボウリング大会

植木重夫氏(中和建設工業株式会社)が会長に再任さ しました。 とともに本年度も重点事業として実施することを確認 業者支援推進事業」について申請したことを報告する 議案慎重に審議され原案どおり可決承認されました。 総代会を開催いたしました。 また、本年度は任期満了に伴う役員改選が行われ 第2号議案の中では8年目となる「伴走型小規模事 橋本英俊氏(橋本建設株式会社)が議長を務め、 安古市町商工会は、

支援事業を実施していきます。 れました。 |地域になくてはならない商工会」を目指し、 経営

その他

15,757

## 去る5月26日(日)、第4回通常 予算新年度収支予算

## 新年度事業スケジュール

### ○講習会事業

金融相談 (年2回予定)

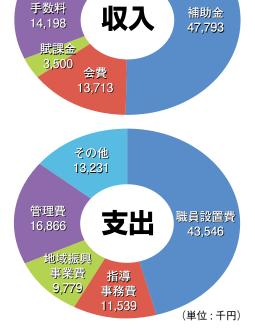
税務関係講習会

BCP策定セミナー(年2回予定)

法律相談会(年2回予定)

10月·R7年1月 R7年1月

9月・10月 7月・ 9月 11 月



R7年1 10 10 月 月 9 月 9月 7 月 11

新年互礼会

会員対象健康診断

グランドゴルフ大会 先進地視察旅行 クリーン作戦

安西高校職業インタビュー

このたびの通常総代会で会長に再 安古市町商工会は前会長落田氏、

のご指導、ご鞭撻のお願いと総代様、 両輪のごとく、 そのためには、総代会へご出席を頂きましたご来賓の方 3年間全うすることを誓いたいと思います。

す。

任されました植木でございます。 どうぞよろしくお願い致します。 新役員、 事務局と

私はお二人の意思を継承し、 会員様の為に全力を尽くす所存でございま 古市町商工会として大きな打撃を受 前副会長猫本氏のお二人を失い、 会員様のご協力を頂

けました。

# **令和6年度調査研修会を実施しました**

調査研修旅行に兵庫県の城崎温泉と京都府天橋立へ ました。参加いただきま 崎温泉へと到着しまし 城崎マリンワールド、 バスの中から見ながら、 行きました。行く道中に神子畑選鉱場跡を視察しま た。事故もなく無事広島 からの眺めは最高で した部員の皆様、 した。その後、 帰着することができ 翌日は晴天で天橋立 竹田城を ありが

安古市町商工会役員

氏

植萬高

中福折竹橋延石巻岡立部中

-岡福野川

森城小巻河杜

木

本松谷島手中本田

田

幡原川

村富野田邑手脇!

坂坂幡岡

師

名

重和栄良敏昭

英賢猛

夫 宏

通孝男

実

俊治士和勝晃男

兀

史樹真利

寛貴子|司夫

文智孝章

6月9日(日)・10日(月)の二日間、

選任内容

任任任

宜しくお願い致します。

再

再

新

再再

再再

再再再

再再再再

再

苚

再新

新

新

新新

事業中和建設工業(株)(有)マンモト高松左官工業中谷物産(株)福島酒店オリデ誠文堂橋本建設(株)延田ドライクリ安佐運送(株)(株)マキハタ(有)岡原緑化産業(株)イイマド

(株)フォーブル (有)岡野墓碑 (株)オウエン 税理士法人 中

伊戸サント (株)森脇塗装 (株)ホームプロテク (株) F K 工業 (株)マキハタ 河岡食品(有) (株)杜師

役職名

10 会 副 会 会 会 事 事 事 事 事 事 事 事

理 事

理理 事

理 事

理 事事

理 理理理 事事

理

理理

理 事

理 事

理 事

理理 事事

とうございました。

事

事

事

事

事

事

事





日本三景 天橋立より

## 青年部通常総会を開催

年部

## 古市町商工会青年部通常総会を開催致しました。 5月10日(金)ホテルメルパルク広島にて令和6年度安

了に伴い新たな部長として小坂文貴氏(株式会社FKエ 本年度は新たなイベントを企画しておりますので、 が就任致しました。 任期満 是

非とも楽しみにしておいて下さい。 今後とも青年部活動にご協力よろしくお願い致し ま





パスケース〔猫本タタミ工業株式会社〕



チーズタンドリーチキンロール 〔本格インド料理 Spice magic〕

実施を予定しておりますので、今年度も、同プロジェクトの 楽しみにしておいてください!



まんぷくサラダボウル〔旬彩 大和〕

生し、これまでに14もの新商品昨年度も新たに3つの商品が誕 元のお店と学生によるコラボ商2017年にスタートした地 コロナ禍でも着々と進行し、

### 惠応山教徳寺

品開発プロジェクト。

ラボ商品できました!!

(大町西1-8-6)

開基:明応七年(1498) 天台宗として、僧教珍に

より開かる。

改宗:元禄七年(1694) 天台宗より浄土真宗に改

宗す。

住持義鏡のときなり。

安芸武田氏第十代城主光和没後、その遺児(元和 と伝える、史実不詳)が帰依したという説もある。

「安郷土史懇話会提供」





光裕 國本

### 安古市町商工会 新職員紹介

本年4月より祇園町商工会から安古市町商工会へ勤務することとなりました國本 光裕と申します。安古市町商工会の会員事業所のお役に立てるよう、精一杯努めて 参りますので、よろしくお願い致します。



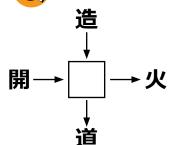
### チャレンジしてみてネ!



### 正解者の中から5名様に商品券(1,000円相当)をプレゼント!



### □に入る漢字はなんでしょうか?



はがき又はFAXで、①クイズの答え②郵便番号③住所④氏名⑤電話 番号⑥会報に対するご意見・ご感想(任意)をご記入のうえ、**安古市** 町商工会(〒731-0123 広島市安佐南区古市3-24-22)FAX 082-876-0593 までお送り下さい。

締切 令和6年8月30日(金) **当日消印有効** 当選の発表は、プレゼントの発送をもってかえさせて頂きます。

【前回号のクイズの答え】 滞

### 令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減 税) が実施されることとなりました。

このリーフレットでは、定額減税の概要についてご案内いたします。 なお、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」では国税庁が提供 する定額減税に関する様々な情報を入手・閲覧できますのでこちらもご 覧ください。



### 定額減税の概要

### 定額減税とは

「定額減税」とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額 を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個 人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	<b>1</b> 万円
同一生計配偶者又は扶養親族(注1、2)	1人につき3万円	1人につき <b>1</b> 万円

※ 本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者(後述)である方に限ります。

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。 なお、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それ ぞれその税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額(定額減税可能額) を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区 町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣 官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご確 認ください。



- 認ください。
  (注1) 同一生計配偶者とは、合和6年12月31日(納稅者が年の中途で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は 出国の時)の現況で、納稅者と生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人 及び白色申告者の事業専従者(以下「青色事業専従者等」といいます。)を除きます。)で、年間の合計所得 金額(後述)が48万円以下の人をいいます。
  (注2) 扶養親族とは、令和6年12月31日(納稅者が年の中途で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の 時)の現況で、納稅者と生計を一にする親族(配偶者及び青色事業専従者等を除きます。)で、年間の合計所 得金額が48万円以下の人をいいます。

### 所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額 (注1) が1,805万円以下である居住者 (注2) の方 が対象です。

給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下(注3)である方です。

- (注1) 合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越を映の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、地林所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越を映の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の土地建物等の譲渡所得や株式等譲渡所得などの合計額をいいます。 信注2) 居住者とは、国内に住所を有する個人又は現住まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。 居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象とはなりません。 (注3) 年齢23歳未満の共棄規を有する方か、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者である同一生計配偶 者若しくは扶養親族を有する方が「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける 場合には、2,015万円以下となります。

所得税の定額減税の実施方法については裏面をご覧ください→



### 所得税の定額減税の実施方法

定額減税は、所得の種類などに応じて、原則として次の方法により実施(控除)されます。

### 給与所得者に対する実施

- 税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の給与等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和 6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。
  - 各人の定額減税額は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等に基づき決定します。 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以後、年末までに扶養親族等の情報に 異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整を行います。

### 公的年金等受給者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等に係る源泉徴 収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の公的年金等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後 令和6年中に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

### 事業所得者・不動産所得者等に対する実施

《確定申告における控除》

原則として、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に、所得税の 額から定額減税額を控除します。

### 《予定納税における控除》

- 予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以 後に通知される令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月) (注) から本人分 に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。
  - 特別農業所得者(農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方)については 第2期分予定納税額(11月)となります。
- 同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額に相当する金額については、予定納税 額の減額申請の手続により第1期分予定納税額又は(第1期分予定納税額から控除をし てもなお控除しきれない部分の金額が)第2期分予定納税額から控除されます。

	減額申請の期限	納期限 (振替日)
第1期分予定納税	令和6年7月31日(水)	令和6年9月30日(月)
第2期分予定納税	令和6年11月15日(金)	令和6年12月2日(月)

▶ 確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額と の精算を行うこととなります。

### チャットボットのご案内 (R6.5末現在)

▶税務相談チャットボット 「税務職員ふたば」が回答します。

税務職員ふたは



▶国・地方共通相談チャットボット(デジタル庁・総務省) 個人住民税などのご質問に 「Govbot (ガボット)」が回答します。





働くみんなに、 今こそ確かな安心を。







- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税 手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので 管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ





(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211